

産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県八潮市大字木曾根592番地1

氏名 八潮エコサービス株式会社
代表取締役 米村 和彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和5年6月12日

許可の有効年月日 令和10年3月14日

1. 事業の範囲

中間処理

- 破 砕：廃プラスチック類（硬質又は再生利用不可能なものに限る。）、紙くず（再生利用可能なものを除く。）、木くず（長尺なものを除く。）、繊維くず（廃置及び再生利用不可能なものに限る。）、ゴムくず、金属くず（再生利用可能なものを除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上7種類
- 切 断：廃プラスチック類（廃タイヤに限る。）、木くず（長尺なものに限る。） 以上2種類
- 切断・圧縮：金属くず（再生利用可能なものに限る。） 以上1種類
- 圧縮 梱包：廃プラスチック類（軟質かつ再生利用可能なものに限る。）、紙くず（再生利用可能なものに限る。）、繊維くず（再生利用可能なものに限る。） 以上3種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県八潮市大字木曾根字上592番1 以上1筆（面積629.47㎡）
処理施設及び保管施設の概要は2面及び3面のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
(2) 中間処理は、2面に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成25年3月15日	指令産廃第1147号	新規許可
平成26年9月24日	—	変更届（代表者）
平成27年12月28日	—	変更届（代表者）
平成30年3月26日	—	変更届（溶融減容施設の廃止）
令和5年6月12日	指令越環第184号	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

複写厳禁

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	4. 25 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 (硬質又は再生利用不可能なものに限る。) 以上1種類	平成25年 3月15日 — —
	4. 69 t/日 (8時間)	紙くず (再生利用可能なものを除く。) 以上1種類	
	4. 12 t/日 (8時間)	木くず (長尺なものを除く。) 以上1種類	
	3. 46 t/日 (8時間)	繊維くず (廃畳及び再生利用不可能なものに限る。) 以上1種類	
	3. 62 t/日 (8時間)	ゴムくず 以上1種類	
	2. 14 t/日 (8時間)	金属くず (再生利用可能なものを除く。) 以上1種類	
	4. 90 t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上1種類	
切断施設	1. 83 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 (廃タイヤに限る。) 以上1種類	平成25年 3月15日 —
	3. 20 t/日 (8時間)	木くず (長尺なものに限る。) 以上1種類	
切断・圧縮施設	4. 26 t/日 (8時間)	金属くず (再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	平成25年 3月15日 —
圧縮梱包施設	11. 84 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 (軟質かつ再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	平成25年 3月15日 —
	10. 08 t/日 (8時間)	紙くず (再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	
	10. 72 t/日 (8時間)	繊維くず (再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	

複写厳禁

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上7種類	25.0 m ²	2.5 m（屋内）
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上1種類	12.0 m ²	3.0 m（屋内）
紙くず（再生利用可能なものを除く。） 以上1種類	2.5 m ²	2.1 m（屋内） （1.7m ³ 鉄箱×2個）
紙くず（再生利用可能なものに限る。） 以上1種類	2.5 m ²	2.1 m（屋内） （1.7m ³ 鉄箱×2個）
廃プラスチック類（軟質かつ再生利用可能なものに限る。） 以上1種類	2.5 m ²	2.1 m（屋外） （1.7m ³ 鉄箱×2個）
廃プラスチック類（廃タイヤに限る。） 以上1種類	2.2 m ²	2.1 m（屋外） （1.7m ³ 鉄箱×2個）
廃プラスチック類（硬質又は再生利用不可能なものに限る。） 以上1種類	2.5 m ²	2.1 m（屋外） （1.7m ³ 鉄箱×2個）
金属くず（再生利用可能なものに限る。） 以上1種類	2.5 m ²	2.1 m（屋外） （1.7m ³ 鉄箱×2個）
金属くず（再生利用可能なものを除く。） 以上1種類	2.2 m ²	2.1 m（屋外） （1.7m ³ 鉄箱×2個）
繊維くず（再生利用可能なものに限る。） 以上1種類	2.2 m ²	2.1 m（屋外） （1.7m ³ 鉄箱×2個）
繊維くず（再生利用可能なものを除く。） 以上1種類	2.5 m ²	2.1 m（屋外） （1.7m ³ 鉄箱×2個）
ゴムくず 以上1種類	2.7 m ²	1.1 m（屋外） （1.7m ³ 鉄箱×1個）
木くず（長尺なものに限る。） 以上1種類	6.7 m ²	1.8 m（屋外）
木くず（長尺なものを除く。） 以上1種類	6.7 m ²	1.8 m（屋外）
廃プラスチック類（廃畳に限る。）、紙くず（廃畳に限る。）、木くず（廃畳に限る。）、繊維くず（廃畳に限る。） 以上4種類	6.7 m ²	2.0 m（屋外）

（以下余白）

